

学生各位

学生部長・教務部長

発熱・風邪様症状発症後の登校再開の基準等について

1 発熱や下痢、呼吸器症状などの風邪様の症状がある場合

登校を停止し、ただちに学年主任、クラス担任に連絡するとともに、医療機関で受診して下さい。原則的な登校再開の基準は次のとおりです。

次の1) および2) 両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも8日が経過している

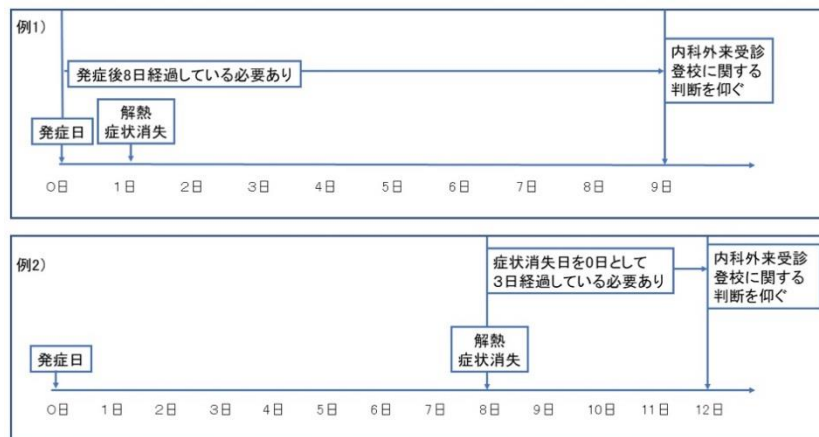
2) 薬剤*を服用していない状態で解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

*薬剤：解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

- 8日が経過している：発症日を含めず8日間のこと
- 3日が経過している：解熱日・症状消失日を含めず3日間のこと

参考：「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」 第2版
公益社団法人 日本産業衛生学会 作成日：2020年6月3日

登校を再開するにあたっての具体例は次のとおりです。



また、新型コロナウイルス感染が疑われる場合などは、PCR検査を受ける予定の有無、病状、発症前後の登校状況や接触者の有無などを併せて学年主任、クラス担任に報告してください。

2 その他の体調不良の場合

無理して登校せず、自宅待機(自宅学修)とし、学年主任、クラス担任に状況を連絡してください。

3 授業の出席について

上記1、2の場合においては、自宅待機・自宅学修を原則とし、Web授業を受講し、出欠コードを指定の時間内に送信してください。

症状によりWeb授業の受講ができない場合は、欠席届を学事課へ提出してください。

→学生便覧 20 ページを参照

※体調不良等の理由により一時的に自宅学修とする場合は、その都度学事課へ申請する必要はありません。